

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二第二項の規定に基づき、火災の発生のおそれの少ない室を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

火災の発生のおそれの少ない室を定める件

建築基準法施行令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを同令第二百二十九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものとする。

- 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。